

専 決 処 分 報 告

次の事件は、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第3項の規定により市議会に報告し、その承認を求める。

平成26年12月1日提出

芦屋市長 山 中 健

記

芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

処分理由

朝日ヶ丘集会所の部屋の面積、收容人員及び施設使用料の一部に誤りがあり、芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例を改正する必要があるが生じたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるため。

専決第4号

芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

別紙のように、芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成26年11月14日

芦屋市長 山 中 健

芦屋市条例第30号

芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例（昭和40年芦屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2 地区集会所施設使用料金表中

「

朝日ヶ丘集会所	洋室(A)	63 m <sup>2</sup>	38	2,000	2,400	2,800	—
	洋室(B)	21 m <sup>2</sup>	12	700	800	1,000	—
	洋室(C)	35 m <sup>2</sup>	22	1,200	1,500	1,800	3,600
	洋室(D)	35 m <sup>2</sup>	22	1,200	1,500	1,800	3,600
	和室(A)	6 畳	12	700	800	1,000	—
	和室(B)	6 畳	12	700	800	1,000	—

」

を

「

朝日ヶ丘集会所	洋室(A)	63 m <sup>2</sup>	38	2,000	2,400	2,800	—
	洋室(B)	21 m <sup>2</sup>	12	700	800	1,000	—
	洋室(C)	18 m <sup>2</sup>	12	700	800	1,000	2,000
	洋室(D)	16 m <sup>2</sup>	10	600	700	800	1,600
	和室(A)	6 畳	12	700	800	1,000	—
	和室(B)	6 畳	12	700	800	1,000	—

」

に改める。

附 則

この条例は、平成26年11月15日から施行し、この条例による改正後の芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例の規定は、平成22年12月10日から適用する。

## 参 照

### 芦屋市立地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

朝日ヶ丘集会所の部屋の面積，収容人員及び施設使用料の一部に誤りがあったため，所要の改正を行ったもの。

#### 2 改正の内容

朝日ヶ丘集会所の施設使用料等を次のように改正する。(別表第2関係)

(**太字**は改正後，( )内は改正前)

室名	広さ	収容人員 (人)	施設使用料金(円)			
			朝 午前9時～ 正午	昼 午後1時～ 午後5時	夜 午後6時～ 午後9時30分	深夜 午後11時～ 翌日午前8時
洋室(A)	63m <sup>2</sup>	38	2,000	2,400	2,800	—
洋室(B)	21m <sup>2</sup>	12	700	800	1,000	—
洋室(C)	<b>18m<sup>2</sup></b> (35m <sup>2</sup> )	<b>12</b> (22)	<b>700</b> (1,200)	<b>800</b> (1,500)	<b>1,000</b> (1,800)	<b>2,000</b> (3,600)
洋室(D)	<b>16m<sup>2</sup></b> (35m <sup>2</sup> )	<b>10</b> (22)	<b>600</b> (1,200)	<b>700</b> (1,500)	<b>800</b> (1,800)	<b>1,600</b> (3,600)
和室(A)	6畳	12	700	800	1,000	—
和室(B)	6畳	12	700	800	1,000	—

#### 3 施行期日等

平成26年11月15日から施行し，改正後の規定は，平成22年12月10日から適用する。